# 防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

勧告先 : 防衛庁

│勧告日 : 平成15年10月17日

実施時期:平成14年4月~15年10月

## [行政評価・監視の背景事情]

厳しい財政事情の下、防衛施設の建設について一層の効率化、合理化を図るとともに、住宅の防音工事及び民生安定施設設置の助成等の防衛施設周辺対策事業を適正かつ効率的に実施することが重要。また、組織・体制について簡素・効率化を進めることが必要

この行政評価・監視は、防衛施設の建設・管理等の実施状況及び実施体制を調査し、関係行政の改善に資するため実施

調查対象機関:防衛庁(防衛施設庁)、財務省、国土交通省、都道府県(11)、市

町村(54)、関係団体等

担当部局 : 行政評価局、管区行政評価局(7)、四国行政評価支局、沖縄行

政評価事務所、行政評価事務所(12)

### [主な勧告事項]

### 1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化

· 防衛施設数:2,896(自衛隊施設2,808、在日米軍施設88(平成15年1月1日現 -- 在))

燃料補給施設(ガソリンスタンド、洗車場)等の建設用地として土地(2,813㎡、1億3,500万円)を取得したが、3年間にわたり更地となっている例あり

一般借上宿舎の借上料が市場価格の1.6倍の例あり

防衛施設の取得・管理業務について業務量に基づく要員算定なし

・ 業務指標により比較した場合、要員1人当たりの土地、建物等の購入処理件数 に防衛施設局間で最大6.9倍の格差[1.5件(100):10.4件(693)]

#### <勧告要旨>

- 1)i.)用地取得は、施設建設の緊急性、優先性が高く、利用の計画が明確になっているものその他先行取得の合理的な理由があるものを対象とすること
  - ii.) 一般借上宿舎の借上料について、市場実勢を反映するよう適切なものとする こと
- 2) 土地、建物等の購入、借上げの処理件数等の業務指標等を勘案した業務量に 基づ〈要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること

#### 2 防衛施設の建設工事に関する業務の運営の適正化等

- ・ 工事概算額は、一般競争入札、指名競争入札等の入札方式の決定要因
- · 契約担当官は、指名競争に付するときは、競争に参加する者をなるべく10人以上指名(予算決算及び会計令で義務付け)

平成13年度当初に算出した工事概算額が2億円未満の工場新設機械工事について、13年10月末まで工事内容の追加、削除及び変更があり公募型指名競争入札(注)に付すことが相当(予定価格3億円超)であったが、指名競争入札に付した例あり

(注)入札参加希望者を公募し、同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者等に関する技術資

料の提出を受け、これらを競争参加資格・指名審査委員会で審査の上、入札参加者を指名する方式

同一時期かつ同一内容の汚水管改修工事を分割発注しており、一括発注した場合430万円のコスト縮減が可能な例あり

調査・測量業務について、予決令と異なる独自の指名方針を有しているものあり (委託費概算額100万円以上500万円未満は5社、500万円以上1,000万円未満は7 社の指名)

同一市内の建築工事11件の指名について、全〈指名なしが14業者(登録業者53社の26%)、複数回の指名が28社(53%)で、6回指名が3業者、7回指名が1業者の例あり

防衛施設の建設工事に関する業務について業務量に基づく要員算定なし

・ 業務指標により比較した場合、要員1人当たりの通信工事件数に防衛施設局間で最大3.8倍の格差[6.1件(100):23.3件(382)]

#### < 勧告要旨 >

- 1)i.)防衛施設の建設工事の発注に当たり、工事面積、工法等の工事内容の変更があったものは、工事概算額を見直し、適切な契約方法を採ること
  - ii。)経常 J V の活用等により、中小建設業者等の受注機会の確保にも配慮しつ、適切な発注ロットの設定を推進すること
  - iii。)指名競争の実施に当たっては、指名業者以外にも契約履行が可能な業者が存在する場合、予決令に定める業者数の指名を励行すること
  - iv.)競争参加資格·指名審査委員会の活用、年度途中における指名状況のチェック及びその徹底等により参入機会の拡大を図り、特定業者への指名の偏りを防止すること
- 2) 建築、土木、通信の工事件数等の業務指標等を勘案した業務量に基づ〈要員 算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること

#### 3 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等

(1)住宅防音事業の運営の効率化及び合理化

\_・ 住宅防音事業:一定区域の住宅に遮音、吸音及び空気調和の機能を付加す - る工事に対し補助

補助金の交付申請等の事務を個人から受託する法人に対し手数料として支払われる地方事務費は、積算することなく定められ、合理性なし(工事費130万円以上は上限の8万4,000円)

地方事務費は、受託法人による受託業務の実態に即したものとなっていない。

・ 受託業務の営業損益(昭和56年度~平成8年度):

年間平均1億4,800万円の黒字(収入超過)。受託法人は、収益により基本財産を1億円から10億円に増加するほか、7億8,500万円の運営安定化資金を積立て

収入支出決算(平成9年度~14年度):

当期収入と支出の差額を次年度に繰り越し事業資金に充当。平成13年度に約3億円、14年度に約1億円の赤字であるものの、14年度末現在で5億1,200万円の次期繰越収支差額を計上。このほか、14年度末現在、10億円の運営安定化資金を積立て

受託業務の効率化・合理化を図る余地あり

・ 受託法人における受託業務の実施費用の9割は支所·出張所の職員の人件費であるが、支所·出張所間で職員1人当たりの受託世帯数に最大1.7倍の格差〔134.8世帯(100):222.7世帯(165)〕

住宅防音事業について業務量に基づ〈要員算定なし

· 業務指標により比較した場合、要員1人当たりの補助世帯数に防衛施設局間 で最大1.7倍の格差[286.7世帯(100):499.4世帯(174)]

### <勧告要旨>

- 1) 住宅防音事業の地方事務費について、受託法人における受託業務の実態を踏まえ、合理的な積算を行うことにより減額する等その在り方を抜本的に見直すこと
- 2) 住宅防音事業の補助世帯数等の業務指標等を勘案した業務量に基づ〈要員算 定方法を導入し、適正な要員配置を図ること

### (2)民生安定施設設置助成事業の運営の適正化

・ 民生安定施設の範囲は、環境整備令で公園、体育館、港湾施設等が定められているほか、同令で定める防衛施設庁長官が指定する施設として、汚水除去施設等を告示

環境整備令に基づ〈告示がされていない施設の整備を助成した例あり(防災船等)

補助事業等計画書の審査時に利用見込みを把握しておらず、コミュニティ供用施設として補助した会議室の利用日数は90日と年間開館日数(277日)の3割と低調な例あり

民生安定施設設置助成事業について業務量に基づ〈要員算定なし

· 業務指標により比較した場合、要員1人当たりの補助施設数に防衛施設局間 で最大2.1倍の格差〔5.2施設(100):10.7施設(206)〕

## <勧告要旨>

- 1)i。)環境整備令で民生安定施設と明記されていない施設を助成する場合、同令に基づ〈民生安定施設としての指定及び告示を励行すること
  - ii。)補助事業等計画書の審査に当たって、利用が低調とならないよう、利用見込み等を把握し、十分な利用が見込まれる事業を採択すること
- 2) 民生安定施設設置助成事業の補助施設数等の業務指標等を勘案した業務量 に基づ〈要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること

### 4 防衛施設事務所及び出張所の整理合理化

- ・ 26防衛施設事務所及び2出張所を設置し、261人の要員を配置(平成14年度末)
- ・「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日 閣議決定):防衛施設事務所・出張所について、平成16年度末までに3箇所を整 理統合し、28箇所を25箇所に再編

14防衛施設事務所等は、都道府県未満の区域を管轄し、かつ、防衛施設局又は他の防衛施設事務所に近接して配置

近接配置の中には次のものがみられ、その業務は、近接する他の防衛施設事務所で実施可能

- i。)周辺地域に及ぼす影響が一定以上の防衛施設は特定防衛施設として指定、 告示されているが、管轄区域に特定防衛施設が設置されていないもの
- ii。)管轄区域内に特定防衛施設が設置されているが、訓練規模が小さ〈、騒音、 振動等の防衛施設周辺地域に及ぼす影響が比較的小さいもの
- iii.)特定防衛施設までの距離、時間からみて、近接設置されている他の防衛施設 事務所の方がより迅速な対応が可能なもの

#### <勧告要旨>

同一都道府県内に近接設置している防衛施設事務所等について、i.) 管轄区域に特定防衛施設のないもの、ii.) 管轄区域に特定防衛施設が所在するがその周辺地域に及ぼす影響が小さいもの又はiii.) 特定防衛施設までの距離、時間からみて他の防衛施設事務所の方がより迅速な対応が可能なものについては整理合理化を図ること